

## 自治体連携センター勉強会「児童相談所と弁護士への期待」報告

自治体連携センター委員・子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員 村中 貴之 (56期)

### 1 児童福祉法改正による 児童相談所への弁護士配置

昨年（2016年）、児童福祉法が改正されました。改正法は、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」（同法1条）、児童の「最善の利益」が優先される（同法2条1項）と規定するなどしています。この点で、今回の改正は、子どもの権利条約を踏まえて、法の理念において子どもが権利の主体であることを明確にした点で、わが国の子ども法制上、画期的な改正といつてよいものです。

今回の改正では、児童相談所（以下「児相」といいます）に弁護士を配置することが原則として義務づけられることになりました（同法12条3項）。児童福祉行政の分野に「法の支配」を及ぼして子どもの人権を擁護するために、法律家である弁護士が児相の中に入っていく必要性は高く、その意義は大きいといえます。

そこで、自治体連携センターでは、この度の児童福祉法改正後、全国初となる児相設置を予定している兵庫県明石市の泉房穂市長をお招きして、2016年11月16日、児相での弁護士の役割などについてお話をうかがう機会を設けました。

### 2 泉市長について

泉市長は、ご自身が弁護士です（兵庫県弁護士会会員・49期）。市長就任後、全国初の特徴ある施策を順次打ち

出し、減少していた明石市の人口を4年連続で増加させた実績の持ち主です。

弁護士登録後、子ども、障害者、犯罪被害者の分野をライフワークとし、それらの事件を手がけられました。子どもの事件を担当



泉房穂市長

する中で、子どもは親の所有物ではなく、子どもの問題には社会や行政がきちんと向き合うべきである。しかし、実際には児相が何もせず、子どもの味方になる機関がないということを感じられたそうです。

2003年に国会議員になった後も、子どもの施策を総合的に担当する官庁がないことを疑問に思っていたということでした。自治体の首長に転身した動機の1つに、子どもの問題をなんとかしたいという思いがあるとおっしゃっていました。

### 3 明石市の取り組み

泉市長は、国会議員時代から、一定規模の自治体には児相が必要だと考えており、市長就任後は厚労省とも協議を重ねて設置決定に至ったそうです。

虐待のケースでは、精神疾患等により保護者自身が支援を必要としており、子どもだけを保護しても解決しない場合も多く、保健所との連携が不可欠なので、明石市では保健所を児相に併設してより連携しやすくするとのことでした。最大で30名の子どもの受け入れが可能な一時保護所（虐待等により一時保護（児童福祉法33条）された子どもを

収容する施設。必要に応じて児相に付設しなければならないとされている)も早期支援の必要性から児相と同時設置し、その後の里親等の家庭的養護につなぐ取り組みも並行して行うとのことで、その総合的な支援体制を厚労省がモデルケースにしようとしているそうです。

#### 4 児相の設置と常勤弁護士の配置の必要性

現在、東京を含め、非常勤の弁護士が置かれている児相はありますが、自治体職員である常勤弁護士が置かれている児相は、福岡市や名古屋市など数例しかありません。

泉市長は、すべての児相に常勤の弁護士が必要だと指摘されました。児相への弁護士関与については、非常勤弁護士の関与で十分であるという意見もあります。しかし泉市長は、全国で子どもが死亡する事件が続いている現状で十分であるはずがないと言われました。

常勤の弁護士がリーガルマインドを持って職員と共にアウトリーチを行い、危機的状況の家庭に早期に介入することでしか緊急事態には対応できない、介入を即時判断できるところに弁護士が関わる価値があるのだと言われました。月に数回しか来ない非常勤弁護士では児相側が選んだケースをチェックするだけになり、弁護士が関与すべきケースが埋もれてしまうおそれがあるし、児童福祉司などの児相職員も日常的な相談ができない。常時ともに仕事をしている常勤弁護士だからこそ、ケースが深刻化する前にチームアプローチを行うことができるとして、弁護士が児相に常駐することの必要性を強調されていました。明石市の児相には常勤職員



の採用を予定しているとのことでした(なお、明石市では、現在、弁護士の任期付公務員を7名採用しており、総務部門、福祉部門、市民相談室、教育委員会(スクールロイヤー)などの各分野で活躍しています。児童福祉以外の分野でもさらに弁護士資格を有する常勤職員の採用を予定しているとのことです)。

#### 5 現在の児相の問題点と改革の方向性

泉市長は、現在の児相の問題点として、司法関与が少なすぎる点を挙げられました。

虐待等を受けている子どもを親から分離して保護する一時保護を取っていても、現行制度は、裁判所による司法関与がなく、児相の判断のみで行われています。そのため、真に子どもを保護しなければならないケースであるのに、児相が親からの反発等を恐れて積極的介入や保護を躊躇し、子どもが命を失うケースがある。経過も把握している常駐常勤の弁護士がリーガルマインドをもって介入の判断をし、その判断に責任を持てば、職員も躊躇せずに動けるようになる。そのことが、子どもの人権を保障するうえで重要なことだとおっしゃいました。そして事後的に書類の審査をすることではなく、事件が起こる前に人を救済することこそが弁護士本来の仕事であると強調されました。

泉市長の話は、弁護士として事件を担当する中で児相と接していると、随所で実感する内容でした。

#### 6 最後に

泉市長には、非常にパワフルな熱い語り口で、子どもの福祉行政のあり方を語っていただきました。その後の懇親会も非常に盛り上がりました。お忙しい中をお時間をとっていただいた泉市長には心より感謝申し上げます。

自治体連携センターでは、本年4月24日午後6時からクレオで、泉市長を再びお招きして、児相の弁護士配置をテーマにしたシンポジウムの開催を予定しています。多くの方々のご参加をお待ちしています。